

大船渡市地域防災計画（資料編）
（案）

【抜粋】

大船渡市地域防災計画（資料編）

目次

2 災害予防計画

| | | |
|--------|-------------------------|---|
| 2-18-6 | 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表 | 1 |
|--------|-------------------------|---|

3 災害応急対策計画

| | | |
|-------|---|---|
| 3-1-4 | 「道の駅さんりく」防災利用に関する基本協定書 （国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所） | 3 |
|-------|---|---|

5 附属資料

| | | |
|------|--------------------------|---|
| 5-14 | 災害被災者に対する救援物資等交付基準及び取扱要領 | 5 |
|------|--------------------------|---|

2-18 土砂災害予防計画

2-18-6 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

(1) 急傾斜地

(令和2年4月1日現在)

| 分類 | 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|------------------------|-------------------------|--------------------|
| 高齢者施設 | 後ノ入（小規模多機能ホーム、グループホーム） | 赤崎町字後ノ入 73-3 | 21-2551 21-2122 |
| | デイサービスセンターとまり | 三陸町越喜来字井戸洞 2-2 | 43-1131 |
| 障がい者施設 | グループホーム「もみじ」 | 猪川町字長洞 134-18 | 27-3312 |
| | <u>グループホーム「第二もみじ」</u> | <u>盛町字津野沢 2-15</u> | <u>27-1812</u> |
| | いちばん星 | 立根町字堀之内 24-2 | 27-8753 |
| | 星雲工房 | 立根町字下欠 125-17 | 21-1818 |
| | 吉浜荘（短期入所事業所、障がい者支援施設） | 三陸町吉浜字上野 125-224 | 45-2111 |
| 教育施設 | 盛小学校 | 盛町字沢川 30 | 26-3624 |
| | 大船渡小学校 | 大船渡町字笹崎 67 | 26-3524 |
| | 末崎小学校 | 末崎町字山岸 122 | 29-3928 |
| | 猪川小学校 | 猪川町字轆轤石 23 | 26-3628 |
| | 立根小学校 | 立根町字上ノ台 19-2 | 26-3627 |
| | 日頃市小学校 | 日頃市町字関谷 48 | 28-2301 |
| | 大船渡北小学校 | 大船渡町字山馬越 68-2 | 27-7107 |
| | 第一中学校 | 立根町字宮田 86 | 26-3527 |
| | 日頃市中学校 | 日頃市町字関谷 60-1 | 28-2302 |
| 児童福祉施設 | 日頃市保育園 | 日頃市町字関谷 34 | 28-2340 |
| | 明和保育園 | 大船渡町字上山 65-3 | 26-2640 |
| | 末崎学童保育会希望の丘 | 末崎町字山岸 122 | 29-2701 |
| | 五葉キッズ | 日頃市町字関谷 48 | 22-7775 |

※医療機関は有床に限る。

(2) 土石流

(令和2年4月1日現在)

| 分類 | 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|-----------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 高齢者施設 | 平(小規模多機能ホーム、グループホーム) | 大船渡町字下平 24-1 | 22-8150 |
| | 後ノ入(小規模多機能ホーム、グループホーム) | 赤崎町字後ノ入 73-3 | 21-2551 |
| | うへのケアサービスセンター | 立根町字桑原 23-4 | 26-3313 |
| | 綾の里(デイサービスセンター、小規模多機能ホーム、グループホーム) | 三陸町綾里字清水 125-2 | 43-5026 |
| | 特別養護老人ホームさんりくの園(多機能ホーム、グループホーム) | 三陸町越喜来字所通 91 | 44-3800 |
| 障がい者施設 | グループホーム「第二もみじ」 | 大船渡町字砂子前 11-21 | 27-1812 |
| | こすもすの家A棟、B棟 | 三陸町越喜来字井戸洞 68 | 26-5890 |
| | こすもすの家C棟 | 三陸町越喜来字井戸洞 69-5 | 22-8431 |
| 医療機関 | 岩手県立大船渡病院 | 大船渡町字山馬越 10-1 | 26-1111 |
| 教育施設 | 大船渡小学校 | 大船渡町字笹崎 67 | 26-3524 |
| | 越喜来中学校 | 三陸町越喜来字前田 41 | 44-2104 |
| | 吉浜中学校 | 三陸町吉浜字扇洞 127-2 | 45-2153 |

※医療機関は有床に限る。

3-1 活動体制計画

3-1-4 「道の駅さんりく」防災利用に関する基本協定書（国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所）

国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所（以下「甲」という。）と、大船渡市（以下「乙」という。）は、「道の駅さんりく」（以下「道の駅」という。）について、防災（災害復旧、救助・救援活動等を含む）に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道の駅の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、甲と乙が協働し、効率的かつ迅速な防災利用の推進に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 災害発生時において、管理する道の駅の施設を防災利用の推進に努めるものとする。

- （1）道路に関する通行情報、被災情報の提供
- （2）災害復旧に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- （3）道路利用者が避難・休憩するための施設の提供
- （4）救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

（協議）

第3条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第5条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和2年7月2日

甲 宮古市藤の川4番1号
国土交通省 東北地方整備局
三陸国道事務所長 高松 昭 浩

乙 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市長 戸 田 公 明

5 附属資料

5-14 災害被災者に対する救援物資等交付基準及び取扱要領

日本赤十字社岩手県支部長が、地震、噴火、火災、風水害、雪害等による災害被災者に対する救援物資の交付及び被災により死亡したものに対する災害弔慰金の取扱いについては、この要領によるものとする。

- 1 救援物資及び災害弔慰金の交付は、支部長が地区分区の長に対して行うものとする。
- 2 救援物資の交付基準及び取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 支部長が交付する救援物資は、「毛布」、「救急セット」、「バスタオル」とする。
 - (2) 「全焼」、「全壊」、「流出」、「半壊」、「床上浸水」、「避難世帯」、「その他」の被災者に対する救援物資は次のとおりとし、非住家には適用しない。

| 毛布 | 救急セット | バスタオル |
|------|-----------|-------|
| 1人1枚 | 1世帯4人まで1個 | 1人1枚 |

- (3) 支部長は被災者救援の迅速を期するため、事前に相当数を地区分区の長に送付するものとし、地区分区の長はこれを善良な管理者としての注意をもって保管するものとする。
- (4) 地区分区の長は、被災者に対し機を失せず保管中の救援物資を交付し、見舞うものとする。
- (5) 地区分区の長は、被災者が多数発生し救援物資に不足が生じる場合は、支部長に対し必要数量の請求を行うものとする。
- (6) 地区分区の長は、支部長からの送付を待ついとまのないときは、隣接地区分区の長と協議のうえ、当該地区分区の保管する救援物資の融通を受け速やかに被災者に交付し、救援物資の融通を受けた地区分区の長は、この旨を支部長に報告するものとする。
- (7) 救援物資には数に限りがあるため、災害規模により被災者に平等に配付出来ない場合は、当該市町村災害対策本部と協議のうえ、配布を見合わせる場合がある。
- (8) 地区分区の長は、被災者に対し救援物資等を交付したときは、様式1により速やかに支部長に報告するものとする。
- (9) 地区分区の長は、配布された救援物資等について、様式2により整理しておくものとする。

3 災害弔慰金支給の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 被災により死亡した者に対する弔慰金は 10,000 円とする。ただし、災害弔慰金は、その災害により死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合、その他これを支給することが不相当と認められる場合には支給しない。また、災害救助法が適用となり義援金の支給対象である場合、若しくは市町村が条例に基づき支給する災害弔慰金がある場合は支給しない。
- (2) 地区分区の長は、被災により死亡した者がある場合は、弔慰金を一時立替えのうえ遺族に贈呈し、様式 3 に被災の事実がわかる新聞記事等の写しを添付し支部長に請求するものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。